

奈良県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	辞退年月日
角田 美恵子	すみた接骨院 橿原市北八木町一―一 ―三九	平成三十年五月六日
角田 年弘	すみた接骨鍼灸院 橿原市北八木町一―一 ―三九	平成三十年五月六日